

○電子航法研究所法人文書管理規程

制定 平成28年4月1日 電子研規程第18号

改正 令和元年11月29日 電子研規程第7号

改正 令和3年3月1日 電子研規程第7号

第1章 総則

(目的)

第1条 電子航法研究所（以下「研究所」という。）における法人文書の管理については、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所文書管理規程（平成28年4月1日研究所規程第6号。以下「管理規程」という。）によるほか、この規程の定めるところによる。

第2章 管理体制

(総括文書管理者)

第2条 管理規程第3条第1項の総括文書管理者は、研究所においては総務部参事役をもって充てる。

第3章 補則

(文書の受付等の取扱い)

第3条 文書の受付、配布、起案、決裁、施行、貸出し、秘密文書の取扱い等については、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所文書取扱規程（平成28年4月1日研究所規程第7号）等の定めるところによる。

(細則)

第4条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に総括文書管理者が定める。

附則（平成28年4月1日研究所規程第18号）

この規程は平成28年4月1日から施行する。

附則（令和元年11月29日研究所規程第7号）

この改正規程は令和元年12月1日から施行する。

附則（令和3年3月1日研究所規程第7号）

この改正規程は令和3年3月1日から施行する。